（別表７）

中小企業経営革新事例集の作成に関するお願い

「経営革新計画」が承認された場合、記載内容を事例集等により公表してよろしいでしょうか。以下の該当する項目に○印をして下さい。

①企業名	（可　・　否）
②代表者名	（可　・　否）
③資本金	（可　・　否）
④従業員数	（可　・　否）
⑤所在地	（可　・　否）
⑥電話番号	（可　・　否）
⑦経営革新計画の概要	（可　・　否）

（経済産業省組織規則の一部改正）

第四条　経済産業省組織規則（平成十三年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（中小企業金融検査室） **第三百四十七条の二**　総務課に、中小企業金融検査室を置く。 ２　中小企業金融検査室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三　［略］ 四　独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）の施行に関する事務のうち検査に関すること（独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第十五条第一項第三号、第四号、第五号、第八号、第十一号、第十三号及び第十四号並びに同法附則第八条の八第一号及び第三号に掲げる業務のうち貸付け及び出資に関する検査に関する事務に限る。）。 五　［略］ ３　［略］ 備考　表中の［　］は注記である。	（中小企業金融検査室） **第三百四十七条の二**　総務課に、中小企業金融検査室を置く。 ２　中小企業金融検査室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三　［略］ 四　独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）の施行に関する事務のうち検査に関すること（独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第十五条第一項第三号、第四号、第五号、第八号、第九号、第十一号、第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる業務のうち貸付け及び出資に関する検査に関する事務に限る。）。 五　［略］ ３　［略］

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第五条　独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項） **第一条の二**　機構の行う業務に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一～七　［略］	（業務方法書の記載事項） **第一条の二**　機構の行う業務に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一～七　［略］